平成２５年（フ）第４７４号
大阪府和泉市池田下町1758番地の３
債務者　藤原　正治
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４８２号
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１　佐野台住宅１―309
債務者　山口美津江（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４９４号
大阪府岸和田市作才町186番地希宗マンション201号
債務者　井上美智代
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４９５号
大阪府岸和田市田治米町388番地の５
債務者　山下　光義
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５００号
大阪府和泉市東阪本町１番地の８
債務者　石井　典子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５０７号
大阪府貝塚市小瀬371番地１スパイラル小瀬Ⅱ306号、前住所大阪府岸和田市摩湯町680番地の１ラフィーネＭＡＹＵ・Ｂ棟107号
債務者　竹原　隆雄（旧姓板倉）
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５０８号
大阪府岸和田市春木若松町１番28―303号
債務者　南本　　宏
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５０９号
大阪府和泉市池上町４丁目12番19号ハイツ長堀Ｆ号
債務者　田中マリ子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５１０号
大阪府岸和田市春木泉町10番24―801号
債務者　松浦　里香（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５１２号
大阪府和泉市唐国町２丁目６番13―101号、前住所大阪府和泉市唐国町１丁目11番12―702号
債務者　上原　裕貴
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５１９号
大阪府貝塚市海塚286番地若松荘
債務者　佐々木由美
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５２１号
大阪府岸和田市春木泉町３番43号、前住所大阪府岸和田市北町14番19―606号
債務者　長田　敏郎
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
香川県高松市木太町2757番地６
債務者　佐藤　翔平
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６１６号
熊本県菊池市泗水町永2979番地47
債務者　濱　　智恵（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６２０号
熊本市東区新南部２丁目７番17号、住民票上の住所熊本市中央区国府３丁目15番10号
債務者　濵本　愛梨
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６２２号
熊本市南区刈草２丁目８番28―605号　サンシャインハイツ
債務者　時任　　睦
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６２３号
熊本市北区龍田弓削１丁目15番53号　アイビー高杉102、前住所熊本市北区龍田９丁目４番40号　楠ハイム１―Ａ
債務者　中村　孝子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係